

## 8 安全な暮らし実現プロジェクト

### 政策目標の概要(A)

近年、安全・安心志向は高まっており、県民は「犯罪や災害の少ない『安全』な群馬県」づくりに大きな期待を寄せており、このような県民の期待に応えるため、安全を確保するさまざまな取組を充実させるとともに、地域全体で支え合う安全な地域づくりを推進する。

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H25事業結果	部局評価	財政課評価		
									実績値 (過去4年間)		目標値			H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		H25 決算 (千円)	評価 区分	評価の考え方	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								
<b>1 危機管理体制の整備</b>																				
<b>(1)不測の災害対策</b>																				
■ 東日本大震災を踏まえた県地域防災計画の見直しを行うとともに、災害発生時の県の具体的な行動計画をまとめた応急対策マニュアルなどの「防災マニュアル」の整備を図り、災害発生時に迅速な対応が取れるよう体制を整備します。																				
			防災マニュアル整備		総務部	危機管理室	自然災害に対する具体的な県の行動マニュアルとなる「防災マニュアル」を整備するとともに、訓練等を通じた検証により随時見直しを行う。	関係所属における防災マニュアルの整備	H23 防災マニュアルの整備着手 H24 防災マニュアル完成 H25 防災マニュアルの点検、随時見直し	各種訓練等の検証による防災マニュアルの適宜見直し	各種訓練等の検証による防災マニュアルの適宜見直し	150,991	188,965	145,084	4	災害対策本部図上訓練の検証を踏まえ、応急業務マニュアルの見直しを行った。	各種訓練を通じた検証により、応急業務マニュアルを継続的に改善するなど、防災体制を強化する必要があるため、継続。	災害発生時に適切な対応をとるためのマニュアルであり、訓練等を通じた検証により継続して見直しを図る必要があるため、継続。		
■ 災害が万一発生した時に備え、迅速な確かな情報収集・伝達が行える体制・システム及び備蓄物資の整備拡充を図るなど、被害を最小限に抑える取組を推進します。																				
			防災情報通信管理運用		総務部	危機管理室	自然災害や緊急事態発生時に迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、防災行政無線をはじめ各種防災情報通信施設を適正に管理運用する。	①情報通信施設点検 ②電話(防災)利用件数 ③震度計設置環境改善・保全 ④震度計機器更新 ⑤震度計点検・設置環境確認	①情報通信施設点検 H22~H25 点検、部品交換 H22:287千件 H23:291千件 H24:313千件 H25:334千件 ③震度計設置環境改善・保全 H23 23/59箇所環境改善・保全 ④震度計機器更新 H23 29/59箇所更新 ⑤震度計点検・設置環境確認 H22~H25 点検・確認	①点検実施、消耗部品交換による安定運用 ②更なる利用促進 ③設置環境の保全 ④⑤ 機器安定運用	①点検実施、消耗部品交換による安定運用 ②更なる利用促進 ③設置環境の保全 ④⑤ 機器安定運用	150,991	188,965	145,084	4	防災情報通信施設の運用 気象注意報・警報の市町村、消防本部、地域機関への配信 気象警報、各種事故発生時の被害情報収集 防災情報通信施設の機能維持 保守点検(幹線部分1回/年、端末系1回/年)の実施 防災・地震解析研究用として、計測震度計に記録された地震波形データを研究機関に提供	防災情報通信ネットワークシステムは、災害や危機発生時の情報収集・発信手段として必要不可欠な設備である。 通話料のかからない防災行政無線電話を平時に一般行政事務に利用することで、通信訓練・操作習熟と共に全庁的なコスト削減を図っている。	災害・危機発生時の情報伝達手段であるシステムの運用等にかかる経費であり、災害発生時に備えて必要不可欠であるため、継続。 防災行政無線については、経費削減を図るため、より一層の利用促進を図る必要がある。		
			県民による防災・減災活動の推進(群馬県地震防災戦略推進)		総務部	危機管理室	平成24年6月に見直した地震被害想定調査における想定被害を可能な限り軽減するための施策等を体系化した地震防災戦略を平成25年3月にとりまとめたが、本戦略の効果的な普及推進を図り、減災目標達成等に向け、県・市町村・県民等が一体となって防災・減災対策に取り組む。	・地震被害の軽減 ・地震防災対策の推進	H25:地震防災・減災フォーラムを5県民局で実施し、減災目標達成に向け県民や地域が一体となり効果的な取組等を説明	地震防災戦略の普及啓発及び推進体制の確立	地震防災戦略の普及啓発及び推進	2,000	1,026	11,828	4	平成25年3月に策定した県地震防災戦略の平成34年度の減災目標を達成するためには、県民や地域による防災・減災対策(住宅の耐震化・家具の固定、自主防災組織の結成等)が極めて重要であることから、各地域(県民局ごと)で開催した地震防災・減災フォーラムにおいて、防災・減災対策の具体例等を示した県地震防災戦略の説明及び、地域特性に合わせた外部講師による基調講演を実施することにより、防災・減災対策への協力を呼びかけた。	地震防災戦略の効果的な普及推進を図るためには、県民や地域による対策が重要であり、フォーラム等での関が一体となって防災・減災対策を推進する必要がある。	地震防災戦略による減災目標を達成するためには県民や地域による対策の手法等について県民に理解してもらう必要があるため、継続。		
			火山防災対策の推進		総務部	危機管理室	火山防災対策のうち浅間山・日光白根山については、隣接県、周辺市町村、関係機関と連携しながら、国の防災基本計画に明記する「火山防災協議会」を結成し、より具体的な火山防災対策を推進する。	・県、市町村、関係機関の火山災害対応力の向上 ・具体的、実践的な避難計画の策定 ・大規模噴火に対する避難訓練の実施	・浅間山については、「浅間山火山防災対策連絡会議」において、融雪型火山泥流に対する防災マップの作成、住民説明会の開催、申し合わせ書の作成等を実施するとともに、大規模噴火に対する防災対応の検討を開始。 ・25年8月に浅間山火山防災対策連絡会議から浅間山火山防災協議会へ移行。 ・日光白根山については、25年7月に栃木県側と合同で火山防災協議会の設立に向けた勉強会を開催。	・浅間山については「連絡会議」から「火山防災協議会」への移行と融雪泥流に係る避難計画作成への着手、大規模噴火対策の具体的な検討。 ・日光白根山については、火山防災協議会における具体的な防災対策の検討	・浅間山については具体的な避難訓練計画の作成と当該計画に基づいた避難訓練の実施。 ・日光白根山については、防災マップの作成、防災対応に関する申し合わせ書の作成等。	52	226	43	4	浅間山については、「連絡会議」から「火山防災協議会」へ移行し、国の防災基本計画に基づき協議会の位置づけを明確にした。協議会により融雪泥流に係る避難計画作成への着手、大規模噴火対策の検討を行った。 日光白根山については、浅間山と同様に、栃木県及び関係3市村等と「日光白根山火山防災協議会」を新規設立し、噴火警戒レベル等の検討や具体的な避難計画などの各計画の策定を進めることとした。	噴火した場合に大きな被害をもたらす火山防災対策については、国や隣接県をはじめとした関係機関と引き続き連携し取り組む必要がある。 改定された国の「防災基本計画」に明記された「火山防災協議会」を中心に、より一層の具体的な検討を進める必要がある。	火山噴火については災害時に大きな被害をもたらすことから、火山防災協議会を中心とし防災対策に取り組む必要があるため、継続。		
			県民による防災・減災活動の推進(三県防災協定に基づく連携推進)		総務部	危機管理室	平成24年度に締結した群馬、新潟、埼玉三県防災協定に基づき、平時からの広域連携の取組として、三県共通カリキュラムに基づく住家の被害認定調査研修を実施する。	・共同研究や事業の実施による連携強化 ・三県連携防災体制整備 ・住家の被害認定調査能力の向上による被災者の迅速な生活再建支援	H25:住家の被害認定調査実地研修及び基礎研修を開催	・共同研究や事業の実施による連携強化 ・三県共同研究テーマ「住家の被害認定調査」実地研修実施	・共同研究や事業の実施による連携強化 ・三県共同研究テーマ「住家の被害認定調査」実地研修実施	1,000	1,114	148	4	住家の被害認定調査実地研修及び基礎研修を開催 参加人数 実地研修:県6名、市町村30名参加 基礎研修:県11名、市町村57名参加	住家の被害認定調査実地研修及び基礎研修を開催し、各県・各市町村における調査員の育成・確保を推進し、県内の広域応援及び三県間での広域応援体制を充実させた。 今後も引き続き、必要な調査員を確保し、災害時の円滑な調査体制を維持していく必要がある。	市町村が被害の程度を証明する「罹災証明書」を発行するため、被害認定を行う調査員を育成することが必要であるため、継続。		

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>2

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H25事業結果	部局評価		財政課評価		
									実績値 (過去4年間)		目標値			H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		H25 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)									
※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続																					
			危機管理・防災対策推進	総務部	危機管理室	危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。 またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。	県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。 迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。	雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の継続	災害対策本部 実施室設置検討	災害対策本部 実施室整備 国民保護実動 訓練実施に向けた準備	災害対策本部 実施室の設置 国民保護実動 訓練の実施	13,173	13,862	10,285	24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた災害対策本部図上訓練を実施した。	4	いつ起こるか分からない災害等に備えて、引き続き対策を推進する。	4	総合防災訓練等を実施するものであり、災害時に県民の安全確保・被害軽減を図るために必要であるため、継続。		
			防災拠点・災害対策本部実施室整備(防災拠点施設機能強化)	総務部	危機管理室	防災拠点施設(合同庁舎・県立高校)の防災備品の修繕等を実施するとともに、地震被害想定調査を踏まえ、衛生器具や男女のニーズの違いに配慮した備蓄物資の不足分を購入等するなど、防災拠点施設の機能の維持向上を図る。	・大規模災害に備えた備蓄資機材の整備、物資の確保 ・男女のニーズの違い等に配慮した避難所運営等の支援	H25 備蓄資機材の動作点検・調整及び備蓄物資の更新・補充	防災拠点施設機能の維持向上	防災拠点施設の適正な管理運営(防災拠点対策へ統合)	防災拠点施設の適正な管理運営	7,600		5,921	大規模災害に備え、地域防災センターの耐震性貯水槽、井水濾過装置等の修繕を実施した。また、県内の防災倉庫に保管されている発電機、レスキューキッチン等の修繕を実施した。避難者のニーズを踏まえ、簡易トイレや間仕切り等を追加購入した。	4	災害に備えて平時から備蓄資機材の点検・修繕、備蓄物資の購入を進めておく必要がある。備蓄資機材の修繕、避難者ニーズを踏まえた備蓄物資の購入を実施しており、今後は、必要に応じた資機材の修繕と物資の購入を進めていくこととする。	4	防災拠点施設の備蓄資機材の点検や備蓄物資の購入にかかる経費であり、災害時に対応するための体制を整備しておく必要があるため、継続。		
			防災拠点・災害対策本部実施室整備(災害対策本部実施室整備)	総務部	危機管理室	1階県民ホールを、災害対策本部設置時に各班及び関係機関等が活動するスペース(実施室)として使用するに必要な、資機材の整備を行う。	実施室体制の迅速な設置環境の整備	-	資機材の整備	資機材の整備	-	1,200		464	災害対策本部設置時に1階県民ホールを各班及び関係機関等が活動するスペース(実施室)として使用するために必要となる資機材を購入した。	1	災害時に迅速かつ円滑に活動するためには、実施室運営に必要な資機材や設備環境を計画的に整備する必要があるが、図上訓練の検証結果等を踏まえた上で実施室体制の整備を検討する必要があることから、事業休止とする。	1	平成25年度に資機材を整備済みであり、休止。		
			被災者受入れのための民間賃貸住宅等借り上げ	総務部	危機管理室	東日本大震災による県内への避難者に対し、民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として提供。	-	-	-	-	-	275,296	209,506	189,621	東日本大震災による被災地からの避難者に対し、災害救助法に基づき、被災者の要請を受けて、市町村や関係機関と連携した被災者支援を実施し、それに要した費用を被災県へ求償した。 県実施分 応急仮設住宅として民間賃貸住宅等を借り上げ提供した。 市町村実施分 市町村が災害救助法に基づく応急救助に要した費用に対し補助した。	4	災害救助法では、被災者への応急仮設住宅の供与期間は、原則2年間と定められているが、東日本大震災に伴う被災者への供与期間については、入居日から最長5年間と延長されたことから、被災地の復興状況等を踏まえ、今後も継続的な支援が必要である。	4	東日本大震災による被災者を県内に受入れるための経費のため、継続。		
			防災航空隊運営	総務部	消防保安課	防災ヘリコプターによる消防防災業務の充実を図り、広域・複雑化する災害や一刻を争う救急・救助に高速かつ機動的に対応する。	緊急出動回数	H22 141件 H23 129件 H24 171件 H25 194件	100件超	100件超	安全確実な運航と整備を継続し緊急出動に備える。	170,686	179,815	180,894	緊急運航件数:194件(火災防御12、救助63、救急79、災害応急対策10、広域応援30) 救急救助搬送人員:159人 運行回数:438回 飛行時間:375時間 ドクターヘリの運用:10件 傷病者のドクターヘリへの引継:11件	4	ヘリコプターの機動力を活かした活動は、災害や事故から県民の生命・身体・財産を守る上で必要不可欠なものとなっている。 ドクターヘリとの連携により、ドクターヘリの効果的な活動にも大きく寄与している。	4	防災ヘリによる消防・防災業務に要する経費のため、継続。		
			被災対策整備	警察本部	警察本部	大規模災害の発生に備え、活動拠点となる警察施設や装備品を整備する。	警察施設、装備品の整備	-	整備の推進	整備の推進	整備の推進	154,749	58,874	113,519	整備資機材、備蓄食糧等の整備拡充を図った。 高崎警察署について、非常用発電機の増設を実施した。	4	災害時に警察機能を維持するため、整備計画に基づいた装備品、備蓄食糧、非常用発電機等の整備について、継続的に整備していく必要がある。	4	災害発生時に万全の対応ができるよう、計画的に施設、装備品の整備を進めていく必要があるため、継続。		
			災害時多言語情報センター設置運営訓練	生活文化スポーツ部	NPO・多文化共生推進課	災害時多言語情報センター設置運営訓練等の事業により、外国人県民及び日本人県民の防災意識を啓発する。	訓練箇所数	H24 1箇所 H25 1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1056	1,051	1,056	災害時に在住外国人に対して正確な情報提供を行う災害時多言語情報センターの設置・運営のための訓練を大泉町で実施(同町と共催)。 意識啓発講演会(1回、参加者130名) 災害時外国人通訳ボランティア養成講座(1回、参加者50名) 災害時多言語情報センター設置運営訓練(避難所を想定した訓練)(1回、参加者108名)	4	災害時に警察機能を維持するため、整備計画に基づいた装備品、備蓄食糧、非常用発電機等の整備について、継続的に整備していく必要がある。	4	災害時に外国人避難者を円滑に行い、被害を最小限に抑えるため、継続。		
			再生可能エネルギー等導入推進基金事業	環境森林部	環境政策課	再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、自立・分散型エネルギーシステムを導入し、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進することを目的に、再生可能エネルギー等の導入を促進・支援する。	防災拠点・避難所等への再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池等の設置箇所数 ①公共施設(県・市町村) ②民間施設	-	①2箇所 ②0箇所	①42箇所 ②5箇所	①12箇所 ②0箇所	-	1,355,300	1,801,782	①市町村 設計費 2市 ②民間施設 なし	4	災害に強く、低炭素な地域づくりを推進するため、当該基金事業は継続。	4	基金を活用し、県民の安全・安心な生活の実現と、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進することは必要であり、継続。 事業採択にあたっては、地域ごとのバランス及び、効果の高い事業を優先し、事業目的を最大限に実現すること。		



【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>3

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価		
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		評価: 区分	評価の考え方	評価: 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)									
<p>■ 関係団体と協力し、災害時等に必要となる医薬品の備蓄を行います。</p>																					
			災害用医薬品備蓄等	健康福祉部	業務課	県地域防災計画に基づく医薬品及び医療機器の備蓄を県医薬品卸協同組合と県医療機器販売業協会へ委託する。	備蓄品目数	医薬品 H22 80品目 H23 86品目 H24 86品目 H25 97品目	医療機器 38品目 38品目 38品目 38品目	医薬品等の流通備蓄委託と併せて、他の関係団体等と災害時の協定締結を図る	医薬品等の流通備蓄委託と併せて、災害時に従事する薬剤師の研修を行う	国、県の防災計画等の改訂にあわせて適宜見直し	1842	2107	1,822	契約に基づく医薬品等の流通備蓄、防災訓練、備蓄医薬品等の点検を行い、災害時に備えた危機管理に努めた。	関係者の研修会の実施、関係団体との協定締結など、事業の充実・拡充を行う。 流通備蓄医薬品及び医療機器等の品目、数量について定期的に見直しを実施する。	4	4	災害時の医薬品の確保に要する経費であり継続。	
<p>(2)新型インフルエンザ対策</p> <p>■ 強毒性の新型インフルエンザの発生に備え、医療体制の整備を進めるとともに、県民一人ひとりの感染予防の取組や家庭、事業所等における事前準備を促進します。</p>																					
			新型インフルエンザ等対策	健康福祉部	保健予防課	強毒性の新型インフルエンザの発生に備えて、診療を担う医療機関の確保、機能強化を図るとともに、医療訓練の実施、社会機能を維持するための体制の整備を行う。	施設・設備整備補助医療機関数 ①入院協力医療機関数 ②外来協力医療機関数	①入院 : 53 H23 : 57 H24 : 61 H25 : 61 ②外来 : 71 H23 : 77 H24 : 91 H25 : 100	①入院 : 68 ②外来 : 141	①入院 : 61 ②外来 : 114	①入院 : 61 ②外来 : 128	333,035	113,821	97,129	医療機関に対して人工呼吸器・空気清浄機等の購入費用を補助した。 抗インフルエンザウイルス薬(リレンザ)の追加備蓄を行った。 高病原性の新型インフルエンザ等発生に対応するため、医療訓練を県内2か所で行った。 新型インフルエンザ等の発生に備え、県民局を中心とした現地対策本部連絡調整会議を開催し、連携体制の構築を図った。	発生が危惧される高病原性の新型インフルエンザ等に対応できる体制をさらに整えるため、今後も医療機関の機能強化、県民の予防意識の醸成等、事前の対策の強化が必要である。	4	4	新型インフルエンザの発生に備えるための施設整備等に要する経費であり継続。		
<p>(3)家畜伝染病対策</p> <p>■ 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。</p>																					
			家畜伝染病予防	農政部	畜産課	家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、家畜伝染病の発生予防、発生予防を行うとともに、発生があった場合は速やかにまん延防止措置を図る。	家畜伝染病の発生頭数	H22: 23頭 H23: 32頭 H24: 11頭 H25: 6頭	23頭	22頭	21頭	130,951	127,898	126,358	家畜伝染病予防法に基づき、128,314頭について家畜伝染病の検査を実施し、ヨーネ病6頭を摘発した。発生農場においては、まん延防止のため、患畜の処分と、消毒措置等を実施した。	法令に基づく事業であり、県内での家畜伝染病の発生予防・まん延防止を図るために、引き続き事業実施が必要である。	4	4	法に基づく必要不可欠な監視・検査・処分業務などであり、畜産経営のため継続。		
			家畜衛生技術指導(家畜衛生技術総合推進)(家畜衛生施設整備)(家畜衛生指導事業)	農政部	畜産課	家畜衛生に関する基礎的情報の収集、生産性を阻害する疾病や危害要因等の調査・検査・分析を行い、畜産農家等に対して衛生指導を実施する。	家畜の衛生検査頭羽数	H22: 62,454検体 H23: 72,788検体 H24: 63,541検体 H25: 72,570検体	64,000検体	64,000検体	63,000検体	12,240	12,761	10,451	飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病防疫指針を周知し、伝染病発生時に備え、防疫演習を実施し、防疫資材を新たに備蓄した。また、家畜疾病の検査や調査、指導を実施するとともに、検査機器を整備した。	家畜の飼養を衛生的に行うことで必要な検査や、調査・指導を実施すること、畜産物の安全性を確保することができる。生産段階において安全な生産物を確保する観点から、関係機関への検査や取締指導等は、今後も必要である。	4	4	家畜伝染病対策は、各農家における衛生管理が基本であり、その指導経費である本事業は必要であるため継続。		

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>4

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H25事業結果	部局評価	財政課評価			
									実績値 (過去4年間)		目標値			H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		H25 決算 (千円)	評価: 区分	評価の考え方	評価: 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)									
			地域獣医療支援		農政部	畜産課	獣医学を専攻する学生のうち、卒業後群馬県内で獣医師として産業動物診療業務等に就業しようとする学生に対し、修学資金を給付する。	産業動物獣医師修学資金受取者数	H22:5人 H23:9人 H24:12人 H25:15人	15人	18人	29人	10,970	13,141	10,966	4	平成22年度貸与者2名、平成23年度貸与者4名、平成24年度貸与者4名、平成25年度貸与者5名、合計15名に給付実施。平成25年4月現在、2名が産業動物獣医師として従事、1名が本県獣医師として勤務。平成25年度辞退者1名、資格未取得者1名が修学資金を返還。	4	平成25年度までの貸与者20名のうち、3名が本県で産業動物獣医師として従事している。平成23年度に公表した「群馬県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」に基づき、不足する産業動物獣医師の確保のため、平成32年度までに本県の産業動物獣医師を30名確保する必要がある。継続が必要である。	4	産業動物獣医師の確保は、本県の畜産振興を図る上で重要な課題であり、目標である「H32までに30名確保」を達成に向けて継続。
			災害拠点病院等施設設備整備事業	再掲	健康福祉部	医務課	大規模災害に備え、災害拠点病院の施設・設備の充実、広域医療搬送や特殊災害に対応できる体制を整える。 ・NBC災害・テロ対策設備整備費補助	災害拠点病院のうちヘリポート整備病院数	H22: 2/13 H23: 2/15 H24: 4/17 H25: 4/17	5/17	5/17	7/17	22,382	75,268	14,000	4	自家発電装置及びNBC災害・テロ対策設備の整備を行う災害拠点病院に整備費を補助した。	4	災害拠点病院の機能が維持されるよう、運営費を補助することが必要である。	4	災害拠点病院の機能を維持するための施設整備費に対する補助であり継続。
<b>(4)テロ対策</b>																					
■ 武力攻撃やテロに伴う災害に対処する体制整備に努めます。																					
			危機管理・防災対策推進	再掲	総務部	危機管理室	危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。 またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。	県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。 迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。	雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の継続	災害対策本部 実施室設置検討	災害対策本部 実施室整備 国民保護実動 訓練実施に向けた準備	災害対策本部 実施室の設置 国民保護実動 訓練の実施	13,173	13,862	10,285	4	24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた災害対策本部図上訓練を実施した。	4	いつ起こるか分からない災害等に備えて、引き続き対策を推進する。	4	総合防災訓練等を実施するものであり、災害時に県民の安全確保・被害軽減を図るために必要であるため、継続。
■ テロを未然に防止するため、情報収集や捜査の徹底を図るとともに、テロの標的となる重要施設に対する警戒警備等諸対策を推進します。																					
			テロ等の危機管理対策		警察本部	警察本部	テロを未然に防止するため、情報収集や捜査の徹底を図るとともに、テロの標的となる重要施設に対する警戒警備等諸対策を推進する。	テロの未然防止	H22:テロの発生なし H23:テロの発生なし H24:テロの発生なし H25:テロの発生なし	テロの未然防止	諸対策の推進	諸対策の推進	部局予算対応	部局予算対応	部局予算対応	4	・テロ対策等訓練を実施 ・重要施設に対する警戒警備を実施 ・関係機関と連携し、関連情報の収集を実施 ・サイバーテロ対策協議会総会を開催	4	テロを未然に防止するため、情報収集や捜査の徹底を図るとともに、テロの標的となる重要施設に対する警戒警備等諸対策を推進する必要がある。	4	テロの未然防止を図るため、引き続き、情報収集・捜査の徹底、警戒警備等を実施していく必要があるため、継続。
<b>1 危機管理体制の整備 小計 4,985,864</b>																					
<b>2 犯罪・交通事故の防止</b>																					
<b>(1)犯罪対策</b>																					
■ 犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を推進します。																					
			犯罪抑止総合対策		警察本部	警察本部	犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を推進する。	刑法犯認知件数	H22:22,211 H23:20,981 H24:20,330 H25:18,820	減少	減少	減少	27,208	20,281	26,044	4	平成17年以降9年連続で、刑法犯認知件数を減少させることができた。	4	犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を継続して推進する。	4	今後も、関係機関・団体、防犯ボランティア、地域住民等との連携・協働により、県民の安全な暮らしの実現に向けた取組を推進する必要があるため、継続。 事業実施に当たっては、引き続き効率的な予算執行に努める必要がある。
			渋川警察署新築整備		警察本部	警察本部	S41年の建築で、老朽化・狭隘化が著しい渋川警察署の移転新築整備を推進。	新築整備	H23:地質調査 H24:用地取得 H25:工事	工事	工事	完成(H26)	208,456	2,052,948	262,745	1	建設工事を実施 (新庁舎は、H27.1完成予定)	1	新築整備事業については、H26年度で終了する。	1	本事業については、H27.1月に完成予定であり、H26年度をもって終了予定。
			警察施設基盤整備		警察本部	警察本部	老朽、狭隘、劣悪環境にある交番・駐在所の移転新築。	交番、駐在所の新築整備	H25:二之宮駐在所完成	二之宮駐在所の新築整備に係る地質調査、用地造成、用地賃借、設計、工事	新前橋交番の新築整備に係る地質調査、用地造成、用地賃借、設計、工事	新たな交番、駐在所の新築整備	31,000	42,000	30,988	4	二之宮駐在所の新築整備を実施	4	社会情勢や治安情勢の変化に対応するため、継続的に交番、駐在所の新築整備を実施していく必要がある。	4	警察活動の基盤となる警察施設の整備に要する経費であるため、継続。施設整備に当たっては、その必要性・効果を十分見極め、計画的に行う必要がある。

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価	
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		評価 区分	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								評価 区分
<p>■ 県民生活に大きな脅威を与えている重要犯罪や重要窃盗犯の徹底した検挙を図ります。</p>																				
			広域・科学捜査 (重要犯罪・重要窃盗犯検挙)		警察本部	警察本部	重要犯罪や重要窃盗犯の徹底的な検挙を図る。	① 重要犯罪検挙率 ② 重要窃盗犯検挙率	①重要犯罪検挙率 H22: 85.0%(全国62.8%) H23: 87.5%(全国64.0%) H24: 90.1%(全国65.8%) H25: 83.0%(全国63.3%) ②重要窃盗犯検挙率 H22: 70.3%(全国47.8%) H23: 67.5%(全国48.1%) H24: 63.4%(全国50.0%) H25: 69.0%(全国47.4%)	更なる推進	更なる推進	更なる推進	296,680	479,896	281,192	県民生活の安全と平穏を確保するため、重要犯罪、重要窃盗犯検挙を重点とし、組織を挙げて諸対策を推進した結果、平成25年は、重要犯罪検挙率83.0%、重要窃盗犯検挙率69.0%と、重要犯罪検挙率は前年比で減少したものの、全国平均を大きく上回り、重要窃盗犯検挙率は、全国平均を大きく上回るとともに過去10年間で平成22年に次ぐ高率を記録した。	4	犯罪の予防や検挙に必要不可欠な事業で、成果を挙げているものの、県民が真に安全・安心を実感するためには更なる諸対策を推進する必要がある。	4	県民生活の安全を確保するために必要な経費であるため、継続。捜査資機材の整備に当たっては、必要性・効果を十分見極める必要がある。
<p>■ 深刻化する振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪や暴力団による犯罪、組織的な銃器・薬物の密売、来日外国人犯罪組織による犯罪等への対策を推進します。</p>																				
			組織・来日外国人犯罪対策		警察本部	警察本部	振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪、暴力団による犯罪、組織的な銃器・薬物の密売及び来日外国人犯罪組織による犯罪等への対策を推進する。	暴力団の検挙人員	H22: 438人 H23: 463人 H24: 430人 H25: 447人	更なる推進	更なる推進	更なる推進	35,681	35,014	29,997	① 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺対策関係 「株式会社グローバルファクター」を騙る融資保証金名目の振り込め詐欺事件の検挙 ② 暴力団・銃器対策関係 松葉会傘下組織組員等による監禁・傷害致死事件の検挙 群馬県暴力団排除条例違反による群馬県公安委員会勧告の実施 ③ 薬物対策関係 ベトナム人等による営利目的大麻栽培事件の検挙 ④ 来日外国人対策関係 ベトナム人による組織的な不正外国免許切替事件の検挙 「群馬県警察国際捜査ユニット運用要綱」の制定による捜査体制の強化	4	① 特殊詐欺のうち振り込め詐欺については平成21年から減少傾向にあったものの、平成24年から増加に転じ、平成25年中は更に増加した。 特にオレオレ詐欺は、93件(前年比+64件)を認知し、認知件数増加の主な要因となった。 よって、引き続き、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に対する徹底した検挙活動を推進する必要がある。 ② 暴力団は、銃器を使用した対立抗争や事業者に対する襲撃事件を繰り返すなど、平穏な県民生活への脅威となっている。平成25年中に発生した拳銃発砲事件は未解決であり、未だに治安上の重大な課題であることから、暴力団に対する徹底した検挙活動を強化するとともに、銃器の根絶に向けた取組を継続する必要がある。 さらに、暴力団との関係を遮断する者等の安全を確保することが暴力団排除活動を推進するための不可欠な基盤であることから、保護対策を強化する必要がある。 ③ 薬物事犯については、近年「脱法ドラッグ」と呼ばれる違法薬物の乱用が拡大し、大きな社会問題となっており、より一層の薬物犯罪の取締強化が求められている。 ④ 来日外国人については、薬物事犯を始め、各種犯罪に組織的に関与している状況が顕著なことから、早急にこれら犯罪組織の実態解明及び破壊を図る必要がある。	4	巧妙化する振り込め詐欺や組織犯罪等から県民を守り、安全な暮らしを実現するために必要な経費であるため、継続。 事業実施に当たっては、引き続き効果的な予算執行に努める必要がある。
			国際人材育成事業(海外語学研修)		警察本部	警察本部	国際感覚を有する人材の育成と裾野拡大を図ることにより、治安の重大な脅威となっている犯罪のグローバル化対策や安全・安心な群馬県の実現に向けた国際対策を強力に推進する。	国際人材の育成	H25: 1人	国際人材育成関係施策の推進	国際人材育成関係施策の推進	国際人材育成関係施策の推進	1,500	1,500	1,846	ポルトガル語通訳官の男性警察官1名を、ブラジル連邦共和国サンパウロ市に62日間派遣した。	4	県内需要の高い2カ国語について、現地の人と接することで、様々な表現方法や発音を学ぶことができた。また、現地での生活から、その国の風俗・習慣等を体感できた。そのため、今後も継続していく。	4	犯罪のグローバル化に対応するための人材育成を進める必要があるため、継続。
			違法ドラッグ対策強化		健康福祉部	業務課	危険ドラッグによる健康被害を未然に防止するため、製品の買上検査や青少年への啓発事業を実施する。	危険ドラッグ買上検査数	H24【新規】: 10製品 H25 : 17製品	20製品	20製品	20製品	2,100	2,178	2,096	県内3店舗から計17製品を買上げ、県食品安全検査センターで検査を実施したところ、全ての店舗の製品(計5製品)から違法成分が検出されたため、捜査機関に情報提供を行った。 また、危険ドラッグに特化した啓発用のポスター及びリーフレットを作成し、リーフレットについては県内の全高校生に配布した。	4	指定薬物が含まれている「疑い」だけでは指導取締りが難しいことから、引き続き買上検査を実施する必要がある。 併せて、危険ドラッグの危険性について啓発活動を行っていく必要がある。	4	指定薬物の取り締まりや危険ドラッグの危険性についての啓発に要する経費であり継続。
<p>■ 防犯出前講座や防犯イベントを開催するなど、県民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図ります。</p>																				
			地域防犯力向上対策		生活文化スポーツ部	県民生活課	県民の自主防犯意識の向上や、防犯に必要な知識の習得により、地域の防犯力を向上させるため、県民防犯の日啓発事業の実施、防犯出前講座の開催、各種啓発資料の作成等を行う。	① 県内刑法犯認知件数 ② 県内振り込め詐欺認知件数	① H22 22,211件 H23 20,981件 H24 20,330件 H25 18,820件 ② H22 115件 H23 78件 H24 56件 H25 128件(暦年)	対前年比で減少	対前年比で減少	対前年比で減少	3,570	1,898	3,022	防犯出前講座(74回) 防犯展示(6回)の実施 県民防犯の日啓発事業の実施(19箇所) 振り込め詐欺被害防止マニュアル配布(約54,000人) 緊急雇用創出基金事業による振り込め詐欺撲滅キャンペーン隊による啓発(605回)	4	事業実施により、刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、振り込め詐欺が急増しているため、引き続き、警察、市町村、地域住民等と協力して防犯意識の普及啓発を図ることが必要である。	4	県民の自主防犯意識向上のため、継続。



主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)				
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標				予算額			H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価		
								成果(結果)を示す項目	実績値 (過去4年間)		目標値					H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	評価の考え方	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)							
<p>■ 子どもの危険回避能力を高め、子どもの安全を確保するとともに、規範意識の醸成など少年の非行防止に努めます。</p>																			
			少年非行防止対策	警察本部	警察本部	少年補導・相談活動等により、少年の規範意識の醸成と非行防止に努める。	不良行為少年補導人員	H22: 21,546人 H23: 22,166人 H24: 20,354人 H25: 17,639人	不良行為少年の減少	不良行為少年の減少	不良行為少年の減少	6,205	6,274	5,237	少年の健全育成を目的にぐま武道館において群馬県少年柔道剣道大会を開催した。 少年の規範意識の醸成、健全育成を図るため、地域社会が一体となった居場所づくり活動、ボランティアと連携した県下一斉補導活動、非行防止・福祉にかかる少年活動、及び非行防止・薬物乱用防止教室による啓蒙活動を実施した。 少年の使用する携帯電話のフィルタリング100%普及を旨とした広報啓発活動を推進した。	少年の健全育成と非行を防止するためには不可欠な事業であり、今後も継続する必要がある。	学校や関係機関・団体等と連携のもと、少年の非行防止・健全育成に向けた取組を推進する必要があるため、継続。 事業実施にあたっては、引き続き効率的な予算の執行に努める必要がある。		
			子ども・女性の安全確保対策	生活文化スポーツ部	県民生活課	子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生を主な対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。	県内不審者情報認知件数 ①子ども(18歳以下の男女) ②若い女性(19歳以上) ※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりするいわゆる「声かけ事案」で、犯罪件数とは異なる	① H22 699件 H23 753件 H24 827件 H25 823件 ② H22 240件 H23 355件 H24 344件 H25 318件 (暦年)	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	4,330	4,481	3,723	子ども向け防犯出前講座(157回) 地域安全マップづくり指導者研修(1回) 地域安全マップ作成支援(12回)	子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、防犯出前講座や各種研修会等の実施が必要である。また、防犯意識の高揚等にも効果が認められる。	子どもや女性の自主防犯意識を高め、犯罪被害を未然に防ぐため、継続。		
<p>■ 女性を犯罪被害やDV被害から守るとともに、女性に対する暴力の根絶を目指します。</p>																			
			DV被害者支援等事業	生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	DV防止啓発に関するリーフレットの作成、講演会、研修会等の実施により、一般市民、若年層に対して正しい知識の周知を図るとともに、被害者支援団体に対し補助を行う。 被害者の状況に応じた適切な支援を実施するため、シェルター設置や同行支援を行う民間団体との連携による保護環境の整備及び、被害者の自立に向けた中長期的な支援を充実する。	①DV防止啓発講師派遣回数 ※H24までは学校数 ②配偶者暴力相談支援センター設置数	① H22 - H23 9校 H24 11校 H25 11回 ② H22 2カ所 H23 1カ所 H24 1カ所 H25 1カ所	①10回 ②4カ所(市町村支援策の検討、市町村への設置の働きかけ)	①20回 ②4カ所	①40回 ②4カ所	2,938	3,850	2,180	DV啓発冊子、DV相談窓口カード、若年者向け啓発冊子を作成し、市町村、県有施設、高校、大学等に配布 DV被害者を支援する民間団体(2団体)への補助 大学・高校等へのDV防止啓発講師の派遣(11回) 配偶者暴力相談支援センター設置に向けた研修会等開催	25年度に策定した「第3次DV対策推進計画(第3次)」に基づき、次のとおり重点施策へ取り組む。 ・デートDV講座の実施等による、指導者層や高校生、大学生などの若年者に対する予防啓蒙活動。 ・市町村や民間団体と連携したDV被害者の中長期的な支援体制の構築。 ・未設置地域に対するシェルター設置を促進し、地域的な偏在をなくす。 ・市町村における配偶者暴力相談支援センター設置を促進し、身近な相談体制を充実させる。	DV被害を防ぎ、被害者を支援するため、継続。 被害者により身近な市町村及び民間団体との役割分担を検討し、連携して支援する。		
			女性保護事業推進	生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	DV被害者からの相談を受けるとともに、保護及び自立支援を行う。	①女性相談件数 ②一時保護所入所者数(延べ人数)	H22 5,599件 H23 5,919件 H24 5,270件 H25 4,298件 ② H22 1,361人 H23 987人 H24 860人 H25 973人	適切な支援	適切な支援	適切な支援	61,509	61,222	61,032	女性相談件数4,298件(対前年比81.5%)のうち、DV相談件数1,929件(対前年比81.8%) 一時保護所入所者延人数973人(対前年比113.1%) 三山寮入所者延人数1,043件(対前年比99%)	DV被害女性への適切な支援のためには、女性相談所だけでなく、市町村や民間団体、関係機関との連携が不可欠であり、今後、連携を強化する取り組みを推進していく。 また、被害女性の自立のためには、経済的自立に向けた中長期的な支援や心のケアの充実が求められており、女性相談所・三山寮におけるキャリアカウンセラーによる出張相談の実施など、就業に関する支援の強化を図る。	DV被害を防ぎ、被害者を支援するため、継続。 被害者により身近な市町村及び民間団体との役割分担を検討し、連携して支援する。		
			子ども・女性の安全確保対策	再掲	生活文化スポーツ部	県民生活課	子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生を主な対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。	県内不審者情報認知件数 ①子ども(18歳以下の男女) ②若い女性(19歳以上) ※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりするいわゆる「声かけ事案」で、犯罪件数とは異なる	① H22 699件 H23 753件 H24 827件 H25 823件 ② H22 240件 H23 355件 H24 344件 H25 318件 (暦年)	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	4,330	4,481	3,723	子ども向け防犯出前講座(157回) 女性向け防犯出前講座(12回) 地域安全マップづくり指導者研修(1回) 地域安全マップ作成支援(12回)	子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、防犯出前講座や各種研修会等の実施が必要である。また、防犯意識の高揚等にも効果が認められる。	子どもや女性の自主防犯意識を高め、犯罪被害を未然に防ぐため、継続。	
			犯罪抑止総合対策 (子ども・女性の安全対策)	警察本部	警察本部	先制・予防的な活動や事案に応じた検挙又は指導・警告の実施等により、子ども・女性の安全を確保する。	①声かけ事案等情報認知件数 ②上州くん安全安心メールの登録件数	①H22: 子ども 699件 女性 240件 ①H23: 子ども 753件 女性 355件 ①H24: 子ども 827件 女性 344件 ①H25: 子ども823件 女性 318件 ②H22: 20,772件(累計) ②H23: 25,182件(累計) ②H24: 29,282件(累計) ②H25: 30,364件(累計)	重大事案の未然防止	重大事案の未然防止	重大事案の未然防止	22,365	20,281の一部	21,872	・声かけ事案情報件数 子ども 823件 女性 318件 ・指導・警告 119件 ・検挙 148件(迷惑行為防止条例違反・軽犯罪法違反・公然わいせつ等)	声かけ事案等の情報収集に努めるとともに、先制・予防的な活動や事案に応じた検挙又は指導・警告の実施等により、子ども・女性の安全を確保するため、今後も継続する必要がある。	子ども・女性を犯罪から守り、安全な暮らしを確保するために必要な経費であるため、継続。 事業実施にあたっては、引き続き効率的な予算の執行に努める必要がある。		

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)				
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標				予算額			H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価		
								成果(結果)を示す項目	実績値 (過去4年間)		目標値					H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	評価の考え方	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総計計画 終期)							
<p>■ 犯罪の被害者とその家族が、平穏な生活が送れるよう支援を推進します。</p>																			
			犯罪被害者等支援	生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	・犯罪被害者等の支援を行う民間団体に 対し、相談員設置や各種啓発事業を委 託する。 ・第2次群馬県犯罪被害者等基本計画 を策定し、犯罪被害者等の支援に関 する取組の方向性を示し、総合的かつ計 画的に各種支援施策に取組む。 ・犯罪被害者と家族が平穏な生活が送 れるよう支援を推進する。	①犯罪被害者等相談受件 数 ②ボランティア養成講座受 講人数	① H22 614件 H23 578件 H24 784件 H25 942件 ② H22 20人 H23 18人 H24 10人 H25 10人	①適切な相談 支援 ②20人	①適切な相談 支援 ②20人	①適切な相談 支援 ②20人	5,400	6,176	5,831	犯罪被害者等の支援を行う民間団 体に対し相談員設置や各種啓発事業 を委託。 第2次群馬県犯罪被害者等基本計 画を推進した。	3 犯罪被害者等支援は、その権利 益を保護し安心な暮らしを担保するも のであり重要性は高いが、行政や警 察による支援だけでは対応が難しく、 柔軟できめ細かな対応が可能な民間 団体は不可欠な存在である。 また、性犯罪・性暴力被害者等の支 援の充実を図るワンストップ支援セン ター開設を目指す。	3 犯罪被害者支援のための相談窓口 業務等を引き続き実施するとともに、 性犯罪・性暴力被害者支援充実を図 る必要があるため、拡充。		
			犯罪被害者等支援(警察)	警察本部	警察本部	同上	①被害者支援活動に対する 理解と協力を得る活動実施 数 ②犯罪被害者等に対する経済 的負担の軽減実施数 ③保護対策用機材の使用回 数	① H22: 733回 H23: 704回 H24: 644回 H25: 872回 ② H22: 67件 H23: 65件 H24: 83件 H25: 72件 ③ H22: 51件 H23: 37件 H24: 54件 H25: 51件	①引き続き各 支援制度や被 害者等の現状 等を県民に周 知し、犯罪被 害者への理解 と支援への協 力を求める。 ②更なる経済 的負担の軽減 を目指す。 ③再被害防止 対策を推進し、 安心して生活 ができるよう支 援する。	①引き続き各 支援制度や被 害者等の現状 等を県民に周 知し、犯罪被 害者への理解 と支援への協 力を求める。 ②更なる経済 的負担の軽減 を目指す。 ③再被害防止 対策を推進し、 安心して生活 ができるよう支 援する。	①県民に対 する被害者支 援への理解と 協力を求める。 ②更なる経済 的負担の軽減 を目指す。 ③再被害防止 対策を推進し、 安心して生活 ができるよう支 援する。	7,586	7,366	5,931	中高生を対象に命の大切さを学ぶ 教室を開催し、被害者遺族等による講 演を通じて、命の大切さや被害者の 心情を学ぶことにより、規範意識の醸 成を図った。 大学生を対象に被害者遺族による 講演会等を開催し、被害者支援に対 する理解と協力を呼びかけるととも に、被害者支援に係る社会参加活動 への参加促進を図った。 各種会合等の機会に犯罪被害者遺 族講演会を開催し、被害者等に対す る支援意識の醸成を図った。 警察が行う被害者支援制度や相談 窓口の周知を図るため、各種イベント 会場等において広報活動を推進し た。 公費支出制度を活用し、犯罪被害 者等の経済的負担の軽減を図った。 再被害のおそれのある犯罪被害者 等に対し、保護対策を推進した。	4 犯罪被害者等の支援を行うために 不可欠な事業であるため、今後も継 続する必要がある。	4 犯罪被害者等への支援のために必 要な経費であるため、継続。 事業実施にあたっては、引き続き効 率的な予算の執行に努める必要があ る。		
<p>(2)交通事故防止対策</p>																			
<p>■ 自治体、関係機関・団体等の連携を密にした効果的な交通安全活動の推進や段階的かつ体系的な交通安全教育の実施及び交通指導取締りの強化などにより、交通ルールの遵守やマナーの向上を図るとともに、安全運転への意識向上を図ります。</p>																			
			交通安全対策 (交通安全総合推進、交通安全特 別対策)	県土整備部	交通政策課	四季の交通安全運動や子供から高齢 者の事故防止対策を関係機関等と連携 を図りながら推進する。	交通事故死者数の減少	H22 : 94人 H23 : 97人 H24 : 106人 H25 : 73人	-	-	75人 (H27年末)	6,466	5,033	6,295	・H25交通安全実施計画に基づき、四 季の交通安全運動等の活動を通じ て、交通安全の啓発活動を行った。 ・高齢者ドライバーの交通事故防止対 策として、「高齢者しあわせドライブ (無事故・無違反コンテスト)」及び先 進安全自動車の体験乗車を5回実施 し、高齢者の交通事故防止に努め た。 ・高校生の交通事故防止対策として、 「スタントマンによる自転車安全教室」 を5校実施し、高校生の交通事故の 防止を図った。	4 ・交通人身事故発生件数及び負傷者 数は9年連続して減少し、死者数は統 計を取り始めて以来最少の73人と なった。全死者数73人に対し、高齢死 者数が42人と5割を超えているため、 高齢者が関係する交通事故防止対策 が必要である。 ・自転車事故に占める高校生の割合 が高いことから、高校生に対する運 転者教育の基礎を養う必要がある。	4 ・警察本部や交通安全協会などと連 携して交通安全意識を高めていく必要 があるため継続。 ・「スタントマンによる自転車安全教 室」については、その効果を検証し、 実施方法等に反映する必要がある。		
			交通事故被害者支援	県土整備部	交通政策課	交通事故被害者の不安を解消するた めに、交通事故相談所の運営を図る。	交通事故発生件数の減少に 伴う相談件数の減少	H22 : 708人 H23 : 421人 H24 : 678人 H25 : 696人	-	-	-	4,390	4,381	4,353	・交通事故による賠償問題や保険等 に関する相談について、相談職員2名 が面接や電話相談に応じた。相談件 数については、H24年度678件→H25 年度696件と18件増加した。 ・県・市町村及び各団体等が実施の 交通遺児支援制度一覧を作成し、関 係機関に配布するとともに、県HPに掲 載し情報提供に努めた。	4 ・交通事故の減少とともに、交通事故 の相談件数も減少傾向にあったが、 周知を図ったところ件数が増える傾 向にあり、交通事故で悩み、困っている 県民の不安を解消するために、継続 して交通事故相談所の活動を支援す る必要がある。今後も周知を図り、県 民サービスの向上に努める必要があ る。	4 交通事故相談所を経費節減に努め つつ運営し、相談者の不安を解消して いく必要があるため継続。		
			交通安全対策・交通指導取締	警察本部	警察本部	自治体等と連携した効果的な交通安 全活動、段階的かつ体系的な交通安 全教育、交通事故発生実態に即した交通 指導取締り等を実施することにより、上 州人の誇りに訴える「交通安全意識啓 発キャンペーン」を推進し、県民一人 一人の交通安全意識啓発を図る。	交通事故死者数	H22: 94人 H23: 97人 H24: 106人 H25: 73人	前年対比減少	前年対比減少	死者数減少の 継続	52,444	55,242	47,248	①各季の交通安全運動等の推進 広報啓発、関係機関・団体との連携 ②小中高校への交通安全教育 1,279回 274,529人 ③交通安全学習館を利用した交通安 全教室 11,604人 ④運転適性検査車等による出前式交 通安全教育 310回 5,925人 ⑤交通違反取締りの推進	4 交通安全対策、交通指導取締りを 効果的に実施し、交通ルールの遵守 とモラルの向上を図るとともに、安全 運転への意識向上を図っており、交 通事故総量抑止のため、引き続き推 進する必要がある。	4 交通安全教育や安全な道路環境の 確保に必要な経費であるため、継続。 事業実施にあたっては、引き続き効 率的な予算の執行に努める必要があ る。		



【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>8

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標				予算額		H25事業結果	部局評価		財政課評価				
								成果(結果)を示す項目	実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	H25 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総計画 終期)									
<p>■ 高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進します。</p>																					
			交通安全対策(高齢者)	警察本部	警察本部	高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進する。	高齢者交通事故死者数	H22:50人 H23:48人 H24:54人 H25:42人	前年対比減少	前年対比減少	死者数減少の継続	52,444の一部	55,242の一部	13,328の一部	①高齢者に対する交通安全教育606回 29,270人 ②株式会社セーブオンとの「高齢者の交通安全に関する協定」の締結。 ③群馬県美容業組合、理容組合と連携した交通安全対策の実施。美容室約1,440店舗 理容室約1,350店舗 ④上州ひきかっつ運動の推進 高齢歩行者等を中心とした、反射材の着用啓発活動の実施。	4	高齢者に対する交通安全教育や交通安全対策を効果的に実施し、高齢者の関係する交通事故を防止するため、諸対策を継続する必要がある。	4	交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことなどから、高齢者に対する交通安全対策を進めるため、継続。事業実施にあたっては、引き続き効果的な予算の執行に努める必要がある。		
<p>■ 歩道や信号機・道路標識等の安全で安心な交通環境を整備します。</p>																					
			歩道整備、交差点改良	県土整備部	道路管理課、都市計画課	歩行者、自転車の関係する事故や交差点付近での事故を防止するため、歩道整備及び交差点改良等を実施する。	通学路の歩道整備率	H22 : 72.5% H23 : 72.9% H24 : 77.0% H25 : 81.9%	76.8%	81.9%	80.0%	2,940,528	2,356,644	3,718,972	道路利用者に対する未然の事故防止、安全で快適な交通確保のため、歩道整備事業、交差点改良事業の用地買収及び工事の推進を図った。 ・(主)渋川大胡線外38路線の歩道を整備。 ・(国)122号外15路線の交差点改良を実施。 ・富岡停車場線で用地買収を完了し、工事を完了した。	4	道路利用者の安全で快適な交通を確保するため、今後も継続して実施する必要がある。 整備目標については最終目標値である「通学路歩道整備率:80.0%」を前倒して達成することができた。 ・今後は県土整備プランに掲げるH34:93%を達成するよう事業を実施する必要がある。	4	道路利用者の安全を確保する必要があるため継続。県土整備プラン目標達成に向け、効果的な事業推進に努める必要がある。		
			交通安全施設整備	警察本部	警察本部	信号機・道路標識等の安全で安心な交通環境を整備する。	交通信号機の新設数	H22:70基 H23:68基 H24:65基 H25:66基	60基	50基	交通実態に応じた効果的な整備	1,467,011	1,588,396	1,741,049	新設信号機66基ほか	4	安全安心かつ円滑な交通環境を確保するためには、不可欠な事業であり、今後も継続する必要がある。	4	交通事故から県民を守るために必要な経費であるため、継続。交通事故発生状況や交通量の変化に的確に対応した、効果的かつ効果的な交通安全施設の整備を行う必要がある。		
<p>2 犯罪・交通事故の防止 小計 6,739,261</p>																					
<p>3 消費者被害の防止・食の安全確保</p>																					
<p>(1)消費者被害の防止</p>																					
<p>■ 消費者事故等の発生や被害拡大を防止するため、群馬県消費者行政推進本部の機能強化により、関係情報を確保し、関係機関との緊密な連携を図ります。</p>																					
			消費者行政活性化推進	生活文化スポーツ部	消費生活課	H21からH24までの4年間、消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談の体制整備を行った。 県民の身近なところでの消費生活センターは整備されたが、今後も市町村の取り組みを支援する必要がある。現在の相談体制の維持・充実のほか、消費生活センターの周知、相談員のレベルアップ等を支援していく。 また、消費者行政部門のみならず、関係機関と連携して一層消費者被害の未然防止に取り組む。	消費生活相談体制の整備	H22 22市町村(63%) H23 29市町村(83%) H24 35市町村(100%) H25 35市町村(100%)	35市町村(100%)	35市町村(100%)	35市町村(100%)	90,000	74,258	65,568	消費者行政活性化基金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを実施した。	4	平成24年度より全市町村に身近な相談窓口が整備され、市町村が扱う相談件数も増加傾向にある。基金活用期間が当面(最長H39年度まで)延長されたことから、相談体制の維持・充実のための取組を継続する。	4	消費者被害を防止し、消費生活の安定を図るため、継続。基金が延長されたことから、計画的な事業執行を行う。		
			消費者被害防止対策	生活文化スポーツ部	消費生活課	高齢者の深刻な消費者被害を防止するため、行政関係者だけでなく、事業者等を含め社会全体での見守り体制を一層強化する。	見守り協定締結事業者数	H22 - H23 - H24 - H25 6者	5者	3者	10者(3力年)	1,667	978	1,160	日常業務で高齢者と接する機会が多い事業者6者と見守り協定を締結し、きめ細かい見守り体制の整備を図った。	4	高齢者による相談割合が増加傾向にある中で、高齢者への見守り体制の整備は継続する必要がある。	4	高齢者に身近な事業者と連携し、被害防止のため、継続。		
			動物愛護	健康福祉部	衛生食品課	動物愛護推進員等の民間活力を活用し、動物(犬・ねこ 其他)の飼養に関する指導・啓発を行い動物愛護の普及啓発と動物による県民の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。 動物取扱業者の一層の適正化を図り、消費者等への被害の防止及び動物福祉の向上を図るため、動物取扱責任者の義務研修を適切に開催する。 動物に関連して、被害者・加害者にならないよう、動物ふれあい教室等により、子どもの時から動物との正しい関わり方を知ってもらおう。	①犬ねこ・動物取扱業者・特定動物に関する苦情件数 ②動物愛護推進員の委嘱数	①苦情件数 H22 : 7,960件 H23 : 6,732件 H24 : 6,726件 H25 : 7,199件 ②動物愛護推進員数 H22 : 41人 H23 : 37人 H24 : 37人 H25 : 18人 ※すべて前橋市・高崎市を除く	①苦情件数 5,700件	①苦情件数 5,700件	①苦情件数 4,600件	12,138	9,404	10,613	動物愛護推進員による適正飼養の助言・啓発活動や保健福祉事務所での動物の飼育者、動物取扱業者への指導を行った。前年度に比べると、苦情件数が増加したが、それだけ動物愛護に対する意識が高くなり、相談等が増えたものと思われる。	4	動物愛護の啓発、適正飼育指導や動物取扱業者への指導に有効な取組であり、継続する必要がある。	4	県民が安全かつ衛生的な環境で生活できるよう、動物との正しい関わり方について普及啓発を行う事業であるため、継続。		
			動物愛護拠点施設整備	健康福祉部	衛生食品課	動物愛護関係業務を充実・強化するため、県内10保健福祉事務所で行っている動物関係業務を集約し、拠点施設を設置する。	動物愛護センターの設置と動物愛護の推進	-	実施設計	施設建設	動物愛護センターの設置と動物愛護事業の充実	200	165,250	7,351	実施設計を実施した。	2	動物愛護の推進を図るため、動物愛護センターを開設する必要がある。	2	動物愛護センター整備の進捗に伴い事業を縮小。今後は、集約化した体制で動物愛護業務を実施。		



主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H25事業結果	部局評価	財政課評価		
									実績値 (過去4年間)		目標値			H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		H25 決算 (千円)	評価 区分	評価の考え方	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								
			生活衛生		健康福祉部	衛生食品課	生活衛生関係営業施設の監視及び指導を継続的に実施することにより、公衆衛生水準の維持向上を図り、県民の健康と安全な生活衛生環境を確保する。公衆浴場等入浴施設の衛生管理責任者等を対象としたレジオネラ症防止対策講習会を定期的に開催することを通して、事業者の自主的な衛生管理の取組を促進するとともに、安全・安心な入浴施設の提供の推進を図る。	生活衛生関係営業施設の監視指導等件数	監視指導等件数 H22 : 1,577件 H23 : 1,493件 H24 : 1,058件 H25 : 1,139件	監視指導等件数 1,700件	監視指導等件数 1,700件	監視指導等件数 1,700件	2,183	2,183	1,634	4	生活衛生関係営業施設等の監視指導業務や生活衛生関係業者を活用した衛生指導事業等は、県民の健康と安全な生活衛生環境の確保に繋がっていることから、継続して実施する必要がある。	4	県民の生活環境を衛生的かつ安全に保つために必要な事業であるため、継続。	
■ 端緒情報を受ける「消費生活センター」の情報収集機能の強化や消費者への迅速・確かな情報の提供を図るための体制を整備します。																				
			消費者行政活性化推進	再掲	生活文化スポーツ部	消費生活課	H21からH24までの4年間、消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談の体制整備を行った。県民の身近なところで消費生活センターは整備されたが、今後も市町村の取り組みを下支えする必要がある。現在の相談体制の維持・充実のほか、消費生活センターの周知、相談員のレベルアップ等を支援していく。また、消費者行政部門のみならず、関係機関と連携して一層消費者被害の未然防止に取り組む。	消費生活相談体制の整備	H22 22市町村(63%) H23 29市町村(83%) H24 35市町村(100%) H25 35市町村(100%)	35市町村 (100%)	35市町村 (100%)	35市町村 (100%)	90,000	74,258	65,568	4	消費者行政活性化基金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを実施した。	4	平成24年度より全市町村に身近な相談窓口が整備され、市町村が扱う相談件数も増加傾向にある。基金活用期間が当面(最長H39年度まで)延長されたことから、相談体制の維持・充実のための取組を継続する。	
(2)食の安全確保																				
■ 食品の安全性を高めるため、食品安全検査センター等において監視指導と連動した食品の検査体制の充実を図り、検査技術の高度化に対応します。																				
			食品安全検査		健康福祉部	食品安全課	年度検査計画に基づき、食品安全検査センターにおける放射性物質検査を含む食品安全検査を効果的に実施し、本県産及び県内流通食品の安全性の確保を図る。	残留農薬検査対象項目数	H22: 230項目 H23: 240項目 H24: 240項目 H25: 248項目	248項目	254項目	260項目	18,670	18,670	18,325	4	消費者の視点による放射性物質や農薬などの流通食品の検査を効果的に行うことにより、食品の安全確保を図ることができた。	4	流通食品について、消費者の観点から県内流通食品の安全や食品表示を科学的に確認することは重要で今後も継続が必要である。	
			食品衛生検査施設業務管理		健康福祉部	食品安全課	食品衛生法に基づく食品衛生検査の業務管理(GLP)を適正に執行し、信頼性のある検査データを提供することにより、検査の透明性と試験検査の信頼性を確保する。	外部精度管理調査適合率	H22: 94.4% H23: 94.4% H24: 94.4% H25: 94.4%	100%	100%	100%	7,771	7,771	7,734	4	外部機関による検査技術評価を受検することにより、試験検査精度の信頼性確保に努めることができた。	4	外部精度管理調査は、食品衛生法に基づく食品検査の信頼性確保対策であり、今後も検査精度の確保を図る必要がある。	
■ 放射性物質に関する検査等を継続的に実施し、食の安全を確保します。																				
			群馬のきのこ安全確保対策		環境森林部	林業振興課	きのこ類、及びきのこ原木等の生産資材について安全検査を行うとともに、生産者が行うしいたけ原木の除染作業を支援し、県産きのこの安全性の確保を図る。	検査検体数	H23 128件 H24 311件 H25 305件	240件	345件	240件	7,031	6,988	4,232	4	きのこの食品モニタリング検査の実施、原木、ほた木等の指標値検査を通じ、安全なきのこの生産を支援した。 ・モニタリング検査: 305件 ・原木等指標値検査: 730件	4	しいたけ原木の放射能は依然として低減していないため、モニタリング検査等を確実に実施することにより、引き続き県産きのこの安全確保を図る必要がある。	
			きのこの放射性物質に関する研究		環境森林部	林業試験場	きのこ原木等生産資材の安全検査を受け、森林の立地、汚染状況と原木の汚染との関連性を検証する。また、きのこ原木の除染試験の検証や放射性物質のきのこへの移行率調査等を実施。	汚染状況のデータベース化・除染等きのこ汚染の低下方法確立	H22 - H23 ホダ木除染予備試験 H24 検査数1025件、検査結果マップ作成、シイタケへの移行率、除染試験実施 H25: 検査数880件、検査マップ作成、移行率低下試験実施	しいたけ原木など500件 データベース更新	しいたけ原木など500件 データベース更新	しいたけ原木など400件 除染対策の確立	1,331	1,285	1,288	4	シイタケ原木の指標値検査の結果を24年度分と合わせて地図に落とし、原木業者及びシイタケ生産者に普及担当を通じ、提供した。生産者の原木手配に役立つことができた。プルシアンブルーを用いた放射性セシウム移行低減技術を検討し、1/2程度に移行率を低減することができた。マニュアルを作成し、研修会及びホダ場診断などの場で普及に努めた。また、林内ホダ場において簡易な資材による放射性セシウムの影響を低減できる栽培管理技術の開発に努めた。	4	きのこ原木検査結果マップは安全安心なシイタケ生産に役立つ。プルシアンブルーを用いた移行低減技術は実用性が高く、県内産原木の利用の一助となる技術である。資材による汚染防止技術は原木シイタケ栽培ガイドライン作成にあたり、貴重なデータである。今後も行政、普及、試験研究の連携を密に生産者が安心して生産活動できるように努めたい。	
			農産物等放射性物質検査		農政部	農政課	福島第一原子力発電所の事故に伴い県内で検出されている放射性物質は、長期間にわたる影響があるため、継続的な監視・調査が必要である。県民の食の安全を確保するため、農産物等の検査を行うとともに、農地土壌の放射性物質のモニタリング調査等を行い、農家指導に役立てる。	農産物等調査検体数(農業技術センター実施分)	H22 - H23 2,362検体 H24 4,355検体 H25 3,655検体	3,386検体	3,071検体	-	11,700	10,705	11,026	4	農産物等放射性物質の安全性を確保するため、農業技術センターのゲルマニウム半導体検出器等により、放射性物質検査を実施した。また、農地土壌のモニタリング調査や作物の詳細調査等も行い、農業者への生産対策の基礎資料とした。	4	放射性物質の長期的な影響を考えると、今後も継続した監視・調査が必要である。このため、引き続き農産物等の安全検査を適切に実施していく。風評被害払拭のためにも、農産物の安全検査を引き続き実施する必要がある。	

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8> 10

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)																
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価													
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	H25 決算 (千円)	評価 区分	評価の考え方												
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)																			
			学校給食安心対策(事前検査)	教育委員会	健康体育課	放射性物質検査機器を各教育事務所(県民局)に設置し、学校給食実施者による学校給食食材の事前検査を支援する。	検査検体数	H22:- H23:- H24:2,230検体 H25:1,484検体	2,200検体	1,600検体 ※一部の市町村において、検査機器が消費者庁から貸与されるなど独自検査体制が整備されたことなどの理由により減少	1,600検体 ※左記と同じ理由により減少	1,966	1,766	190	4	学校給食実施者が放射性物質検査機器を活用して、学校給食等食材の事前検査が1,484件実施された。	4	学校給食等食材の事前検査を実施することにより安全性を確認し、さらに検査結果を公表することによって、県民に対して安心の提供している。 ・県内には検査機器が整備されていない市町村があることから、今後も市町村等の検査需要が見込まれるため継続して取り組む必要がある。 ・検査を継続するため、機器を運用する職員の確保と機器のメンテナンスを行い適正な運用に努める。	4	検査は、学校給食の安全・安心の確保に不可欠であるため、継続。											
			放射性物質安全対策	農政部	技術支援課	県内農産物の安全確保を図るため、放射性物質の吸収抑制対策を実施する。また、放射性物質の影響を受けた落ち葉等有機質資材を使用する生産者が、安全性を確認、確保するための取り組みに対して支援を行う。	補助事業件数	H22 - H23 - H24 1 H25 2	5団体	6団体	-	81,567	9,335	1,577	2	安中市及び川場村において、水田にカリを施用することで、米への放射性セシウム吸収抑制対策を実施したところ、吸収を抑えることができた。(平成25年度検査結果:検出せず)	2	放射性物質吸収抑制対策を行ってきた結果、事業対象となる地域(農産物が食品衛生法の基準値を超えるおそれのある地域)は減少しているため縮小。	2	これまでの対策実施により、事業対象地域は減少していることから縮小。											
<p>■ 食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるため、リスクコミュニケーションを支える人材育成の充実を図ります。</p>																															
			リスクコミュニケーション推進	健康福祉部	食品安全課	食品安全に関する情報や認識を共有し、関係者間の相互理解と信頼を構築するために食品安全県民会議、食品安全語部の会などの意見交換会、研修会などへの講師派遣を実施する。 食品のリスクについて理解を深める講座を開催し、身近な方に食品の安全・安心確保の取り組みやその考え方を伝える人材を育成する。	リスクコミュニケーションの参加者数	H22:1,206人 H23:4,687人 H24:4,645人 H25:1,593人	2,000人	2,000人	H27までの累計10,000人	939	1,516	664	4	食品安全県民会議を3回、食品安全語部の会を2回、講師派遣を21回実施して、BSEに係る検査月齢の見直しや食品添加物など、食品安全に関する情報提供と関係者間の相互理解を図った。 食品のリスクの考え方や幅広い食品安全の問題について学ぶ食品安全セミナーを開催し、食品安全に関する正しい情報を発信する人材育成を図った。また、県内で冷凍食品に農薬が混入した事件が発生したことを受け、有識者を招へいし、食品関係事業者向けにフードディフェンスに関するセミナーを開催した。	4	食品に関する様々な事業等が発生している中、食品のリスクに関して、継続して科学的な情報を提供し、消費者の理解促進を図る必要がある。 リスクコミュニケーションを広げていくため、情報発信力のある栄養士や食品衛生責任者など、食の専門家が活動の場で情報発信できるような取組を継続する必要がある。	4	食の安全に関し、県民に正確な知識を提供すると同時に、県民の意見に耳を傾ける機会であるため、継続。											
<p>■ 食品の安全性に関するわかりやすい情報の提供と情報公開を促進します。</p>																															
			食に関する理解促進 (食品情報管理、食品表示ウォッチャー、農林水産物安心・安全推進)	健康福祉部	食品安全課	食品表示について、県民から公募する「食品表示ウォッチャー」により県内流通食品チェックを行うことにより、食への不安感を払拭し、暮らしの安心を図る。 消費者の自主的な施設見学、意見交換を受け入れる食品関連事業者の募集と消費者広報、消費者の自主的見学のきっかけ作りを行う。 消費者の残留農薬等に対する不安や疑問の解消のため、消費者を対象に生産現場での体験、見学、生産者との意見交換を行う。 米トレーサビリティ法の施行に伴い、米穀関連事業者及び消費者に対して制度の周知・広報を行う。	①食品表示ウォッチャー登録数 ②「食の現場公開事業」登録事業者数	H22:222人 H23:237人 H24:255人 H25:220人 H22:57事業者 H23:59事業者 H24:62事業者 H25:63事業者	①200人以上 ②62事業者	①廃止 ②62事業者	①200人以上 ②62事業者	1,793	1,308	1,613	4	①227人を食品表示ウォッチャーに登録し、日頃の購買活動を通じて食品表示のモニタリング活動をしてもらった。また、研修会を2回開催し、食品表示に関する正しい理解の普及に努めた。なお、事業成果が認められたことから、本事業をH25年度で廃止した。 ②食品の生産から流通・販売に至る幅広い現場の用意と、消費者と事業者との交流機会の提供により、両者の信頼関係と相互理解を促進した。消費者が農林水産物の生産現場で見学、農作業体験、生産者と意見交換などを通じて、食の安全性確保に関する知識や理解を深めた。 米加工品製造業者や、米飯類を提供する飲食店等に対して、米トレーサビリティ法の周知を図った。併せて、消費者に対して広報チラシ及び啓発用ポケットティッシュを作成配布した。	4	①食品表示法の施行に伴い、新法の基本理念に基づいて、広く県民対象に食品表示の情報を提供していく。 また、県民の食の安全に関する相談窓口として、「食の安心ほっとダイヤル」を継続して開設し、食品表示のみならず、県民の食に関する不安の解消に努める必要がある。 ②消費者の食に関する疑問や不安を解消するためには、消費者が生産現場で施設見学や意見交換を行う機会の提供を継続して実施する必要がある。	4	食を取り巻く環境は変化を続けていることから、県民の食に関する不安を解消するため、継続											
<p>■ 食中毒発生の未然防止を図ります。</p>																															
			食品衛生	健康福祉部	衛生食品課	食品営業許可、食中毒原因物質の究明、食品衛生に関する監視指導・啓発、HACCPシステムの導入推進、食品表示の適正指導、民間活力の活用により、食中毒発生の未然防止を図る。	食品営業施設監視目標件数	H22:19,604件 H23:19,245件 H24:21,748件 H25:26,348件	18,500件	18,500件	18,500件	38,989	39,976	31,418	4	食品衛生監視指導計画に基づいて、営業施設の監視指導、収去検査等を実施することにより、食品の安全性の確保に努めた。また、年末に発生した冷凍食品農薬混入事案については施設調査や自主回収の周知等を行い、適切に対応することができた。	4	食品の安全性確保は県民生活に密着した基本的な行政課題であり、今後も計画に基づいて適切に実施していくことが重要である。 食品等事業者の遵守すべき管理運営基準の改正により、HACCP導入が求められるようになるため、本県においても現行の自主衛生管理認証制度を充実させて推進を図る。	4	食中毒被害の予防・拡大防止のため、県に不可欠な事業であることから、継続。											



主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)				
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		評価 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総計画 終期)							
3 消費者被害の防止・食の安全確保 小計												541,302	※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続						
<b>4 県民による安全な地域づくり</b>																			
<b>(1)地域の消防・防災体制の充実</b>																			
■ 消防団に係る各種PRや消防団協力事業所表示制度の普及を通じた入団促進を図るなどして、地域の消防体制の充実・強化を推進します。																			
			消防学校運営	総務部	消防保安課	消防職員・消防団員等の教育・訓練を体系的に行い、地域住民から信頼され、臨機応変に状況対応できる消防人を育成するため、消防学校を運営する。	消防職団員・関係団体教育回数	H22 112回 H23 46回 H24 101回 H25 37回	50回	100回	教育訓練を継続し現場対応力のある消防人を育成する	66,614	66,809	65,445	消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき到達目標に達するよう教育訓練を行なった。	4	消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき到達目標に達するよう教育訓練を行い資質、技術の向上を図り、現場対応力のある消防人の育成を図っていく。	4	消防職員・団員の育成及び資質向上を図るために必要であるため、継続。
			消防団員確保対策	総務部	消防保安課	消防団員の充足率低下に歯止めをかけるため、インターネットを活用した広報の充実や、応援グッズの作成等を行い、啓発活動を強化する。	消防団員の充足率	H21 94.1% H22 93.5% H23 92.6% H24 92.9% H25 92.3%	94.5%	95.2%	96.0%	2,500	部局予算対応	1,924	消防団員の確保対策として、消防協会、市町村と協力してPR等を行った。具体的にはホームページや新聞、テレビ、ラジオ等を活用した広報活動、消防団員募集リーフレットの作成、地震体験車(起震車)のラッピング、応援グッズ(はっぴ、まとい、うちわ)の作成、消防団員を雇用している建設業者への入札の加点制度の導入等。	3	今後も県内消防団員の充足率を高めるための施策を充実させる必要があるため、関係団体と連携し事業を拡充する。	4	地域の安全な暮らしを実現するため、消防団員は重要な役割を果たしており、消防団員の確保を図ることが必要であるため、継続。
			危機管理・防災対策推進	再掲	総務部	危機管理室	危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。	県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。	雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の継続	災害対策本部 実施室設置検討	災害対策本部 実施室整備 国民保護実動 訓練実施に向けた準備	13,173	13,862	10,285	24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた災害対策本部図上訓練を実施した。	4	いつ起こるかかわからない災害等に備えて、引き続き対策を推進する。	4	総合防災訓練等を実施するものであり、災害時に県民の安全確保・被害軽減を図るために必要であるため、継続。
■ 自主防災組織の結成や育成を推進し、地域防災力の強化を図ります。																			
			地域防災力パワーアップ支援	総務部	危機管理室	自主防災組織の新規結成や既存組織の活性化に向け、市町村と連携し、県民防災塾や災害対応先進地視察研修会の開催等を通じ、地域防災力の向上を図る。	自主防災組織の組織率	組織率 H21 73.8% H22 76.3% H23 78.4% H24 80.1% H25 81.9%	組織率 81.78%	組織率 86.7%	組織率 90%	426	135	334	災害対応先進地視察研修会(新潟県小千谷市等)を実施(7月と11月、参加者合計36名) 地域防災力パワーアップセミナーを開催(3月、参加者約200名)	4	地域防災力の向上を図るためには、市町村との連携をさらに強化し、引き続き当事業の効果的な実施が必要不可欠である。	4	地域防災力の向上のために、継続。組織率を向上させるために、市町村等と連携し、住民に対して自主防災組織の必要性や重要性の周知をより一層図る必要がある。
			県民による防災・減災活動の推進 (地域災害対応力養成支援)	総務部	危機管理室	地域防災力の向上、特に地域防災リーダー育成と地域の災害対応能力の向上を図るため、地域における具体的な災害予防及び災害発生時の応急対応に効果を発揮する以下の事業について、市町村と連携し実施する。 ①災害図上訓練(DIG)モデル事業 ②避難所運営ゲーム(HUG)モデル事業	①災害図上訓練(DIG)実施回数 ②避難所運営ゲーム(HUG)実施回数	H25 ①4回 ②8回	① 5回 ②10回	①10回 ②10回	3年間計 ①35回 ②35回	2,000	1,899	1,340	この事業は、市町村と連携しモデル事業としてゲーム的訓練(DIG・HUG)を実施し、そのノウハウを市町村に習得してもらうことを目的に行うもので、25年度に実施した市町村の一部では、予算計上して26年度に実施を予定するなど地域の防災力向上が図られた。 ①DIG:4回、②HUG:8回	4	県内各市町村において、ノウハウの習得をもらう必要があることから、未実施市町村を中心に働きかけを行い、H27年末には県内すべての市町村での実施を推進していく必要がある。また、実施済み市町村においては、各市町村での予算化を進め、地域の防災力向上の推進をさらに図っていく必要がある。	4	自主防災組織など、地域住民等を対象とした訓練であり、地域防災力の向上を図るため重要であるため、継続。
<b>(2)地域の防犯体制の強化</b>																			
■ 犯罪のない安全な地域づくりを推進するため、自主防犯活動への支援を行います。																			
			犯罪抑止総合対策 (地域防犯体制強化)	警察本部	警察本部	犯罪のない安全な地域づくりを推進するため、自主防犯活動への支援を行う。	自主防犯パトロール団体構成員数	H22: 800団体、80,257人 H23: 785団体、79,933人 H24: 768団体、80,382人 H25: 755団体、79,043人	増加活性化	増加活性化	増加活性化	27,208の一部	20,281の一部	26,044の一部	自主防犯ボランティアの活性化が図られた。	4	犯罪のない安全な地域づくりを推進するため、継続して自主防犯活動への支援を実施する。	4	地域ぐるみの防犯活動を推進し、安全・安心なまちづくりのために必要な経費であるため、継続。引き続き、地元団体との連携を図りながら、効果的に防犯活動を進める必要がある。

